

第2部 実施計画の内容

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携

◎連携・ネットワークの整備：市・市民・事業者・警察等が連携を取り合い、情報の共有化が図れるような各コミュニティのネットワーク整備の推進

事業		事業概要	事業内容
市	(1) 推進体制の整備	①連携体制の整備 (生活安全室)	・安全で安心して暮らせるまちづくりに関する関係部局が連携して、各施策等を円滑に推進、処理できるよう連絡体制の整備(安全で安心なまちづくり連絡協議会)
		②連絡網の整備 (生活安全室)	・安全対策情報ネットワークの活用・充実を図り、不審者の情報等を迅速、的確に提供した。 平成20年度14回 平成21年度18回 平成22年度7回
		③関係機関との体制づくり (生活安全室)	・犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との連携の充実。
		④交番の適正な配置 (生活安全室)	・新たな交番の配置は難しいことから、移動交番車の配置を検討(習志野警察署)
	(2) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	①犯罪被害者の保護 (生活安全室)	・被害者の保護に留意した、特別・合同・通常パトロールの実施
		②連絡体制の整備 (生活安全室)	・安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実
	(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①保護者、地域、関係機関等との連携の充実 (こども部、教育委員会)	・安全対策課や青少年センターから発信される不審者情報等を保育所・幼稚園・こども園並びに私立保育園及び幼稚園にも提供し、保護者への注意喚起
		②通学路周辺及び施設の安全点検 (こども部、教育委員会)	・施設職員による施設内及び施設周辺の安全点検を実施すると共に、こども部職員が業務で外出した時、なるべく保育所・幼稚園周辺のパトロールを実施 ・放課後児童会においては、避難訓練時に緊急用の赤色灯・サイレンの動作確認を実施

2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成

◎協働による地域防犯活動の推進：地域における生活安全の拡充に向け、より大きな効果を上げるため各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となり、地域防犯活動に取り組む。

事業		事業概要	事業内容
市	(1)地域防犯活動への支援	①犯罪関連情報の提供 (生活安全室)	・ケータイ緊急情報サービス「ならしの」(毎週1回)及びホームページ(毎月2回)の更なる充実
		②防犯マップの作成 (生活安全室)	・「ならしの犯罪マップ」を年2回地域へ発行:8月、2月 ・「習志野市防災・防犯マップ」(市内を東部・中部・西部の3つに区分)を作成し、全戸配布(9月)
		③地域防犯活動物品の貸与 (生活安全室)	・貸与物品の充実を図る。 団体数:平成18年度3月末84団体 平成19年度3月末98団体 平成20年度3月末101団体 平成21年度3月末107団体 平成22年度3月末現在 111団体 基本計画最終年度目標 173団体
		④チラシ・パンフレット等啓発物の提供 (生活安全室)	・防犯知識の向上を図るため、充実した啓発キャンペーン等の実施 市民まつり、市内7駅(10月の月間中)、消費生活展、駐輪場での防犯診断等で啓発チラシの配布
		⑤防犯パトロールカーによる支援 (生活安全室)	・地域で行われる防犯パトロールに防犯パトロールカーでの参加支援 平成18年度:46団体 平成22年度:27団体 平成19年度:56団体 平成20年度:12団体 平成21年度:14団体
		⑥顕彰の実施 (生活安全室)	防犯協会と習志野警察署の連名にて、特に活動が盛んな団体を防犯功労団体として表彰 平成20年度 1団体 平成21年度 1団体 平成22年度 1団体
	(2)高齢者等を対象とした施策の検討	①知識の普及・啓発活動 (生活安全室、保健福祉部)	・相談を受ける立場にある、民生児童委員、高齢者相談委員等に情報提供を行うと共に、高齢者対象の事業やあじさいクラブにおいて、高齢者に直接普及啓発を行う。
		②相談窓口の充実 (保健福祉部、生活安全室)	地域包括支援センター職員やケアマネジャーを対象に消費生活センターより「「高齢者の消費者被害について」研修会の実施 研修会参加人数:53人 相談窓口には、パンフレットを設置し、市民の啓発に努めた 成年後見制度に関する相談件数:68件 虐待に関する相談件数:20件 消費者被害に関する相談件数:12件
		③地域の高齢者見守りネットワーク作りの推進 (保健福祉部、生活安全室)	サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」の連絡会を開催し、研修会、情報交換等を行うとともに、認知症サポーター養成講座を開催し、地域で見守る体制づくりを行った キャラバン・メイト数:59名 サポーター養成数 1,039人
	(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①「子ども110番の家」の拡充 (教育委員会)	・平成23年3月現在で、1,173軒となっている。今後も新規加入を呼びかけていく。学校では、児童生徒に緊急避難場所として周知の徹底を図っている。また、犯罪発生を抑止力となっている 1,200軒の加入を最終目標

3. 自主・自立の精神の醸成

◎自らを守る意識の高揚：市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という、まちづくりの原点に立って、住民自らが防犯意識を保持する。また、地域においてお互いを助け合える関係が醸成できるコミュニティの構築を図る。

事業		事業概要	事業内容
市	(1) 知識の普及と啓発活動の推進	①地域の防犯意識の高揚 (生活安全室)	・啓発キャンペーンの実施：市民まつり、月間事業等 ・まちづくり出前講座の充実 ・ホームページ等の充実を図り、防犯意識の高揚を図る ・自主防犯団体による地域パトロールへの同行
		②「安全で安心なまちづくり月間」 (生活安全室)	・各駅での啓発キャンペーンの実施 ・防犯研修会の実施：5月11日、2月19日 ・防犯講演会の開催：10月16日 ・合同パトロールの強化：毎週1回実施 ・特別防犯パトロールの強化：駅周辺の徒歩によるパトロール ・自転車防犯診断の実施：市管理の駐輪場
		③広報活動の推進 (企画政策部、生活安全室)	・広報紙・ホームページ・テレビ広報・携帯メール・報道機関等を通じて、安全で安心なまちづくりへの取り組みや青少年防犯ボランティアの活動、犯罪情報、防犯にかかる行事等の情報を市民に提供し、防犯知識の普及啓発に努めた ・平成22年10月、携帯緊急メール事業者を変更。登録カテゴリーを増やす等、市民の利便性の向上を図った 基本計画最終年度登録者数目標：6,000件 平成22年度登録者数目標：5,000件 《携帯緊急情報サービス普及状況》 緊急メール登録者数 10,885件(平成22年度末現在) (うち犯罪発生状況) 7,274件(平成22年度末現在) 情報発信件数 113件(平成22年度末現在)
		④市民まつりにおける啓発活動 (生活安全室)	・7月18日の市民まつりで防犯コーナーを設け、来場者の相談や「キラット・ジュニア防犯隊」による啓発活動(1,000部)、防犯アンケートの実施及び隊旗を先頭にオープニングパレードへ参加
		⑤事業者への啓発活動 (市民経済部、生活安全室)	・商工会議所における所用車での防犯パトロールについて継続した協力依頼 ・企業団体等を通じ、防犯対策に対する啓発並びにパトロールの協力依頼 ・本市の職員に対しては、連絡協議会を開催し、委員を通じて職員へ防犯についての知識の普及
	(2) 人材の育成	①研修会や講演会等の実施 (生活安全室)	防犯研修会：5月10日(土)、2月19日(土) 防犯講演会：10月16日(土)を開催し、地域で実施される防犯活動のリーダーとなる人材の育成
		②防犯指導員等の育成 (生活安全室)	・研修会、講演会等の開催、育成 防犯研修会：5月10日(土)、2月19日(土) 防犯講演会：10月16日(土)
	(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①安全教育の充実 (こども部、教育委員会)	・毎月実施している避難訓練の中で、習志野警察署の協力を仰ぎ、不審者対策訓練の実施 ・放課後児童会の避難訓練は、警察や放課後児童会相談員の指導のもと安全対策マニュアルに基づき概ね年2回程度実施 → 施設合計 27回実施
		②青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成 (生活安全室、教育委員会)	・誕生して6年目を迎える「キラット・ジュニア防犯隊」の更なる拡充 平成17年度：84名 平成22年度：135名 平成18年度：119名 平成19年度：167名 平成20年度：195名 平成21年度：144名

4. 都市環境整備

◎犯罪防止に重点を置いた都市環境整備：犯罪防止の取り組みは、道路、公園、駐車場といった、公共施設の犯罪が発生しにくいハード面の整備と共に、公共施設等への落書き、ごみの散乱、屋外広告物の氾濫による都市環境美化の損失が、犯罪多発の要因といわれていることから環境浄化というソフト面（＝維持管理）が含まれた都市環境づくりを推進する。

事業		事業概要	事業内容
市	(1) 犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (都市整備部、生活安全室)	・町会・自治会等からの要望に基づき防犯灯の新設・付替を実施。 ・防犯灯 新設 47灯 付替 117灯 また、防犯カメラ等、犯罪抑止設備の設置に向けた取扱基準等の整備・検討 ・道路照明灯 新設 3基 修繕 87基
		②公共の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (総務部、教育委員会)	・市役所来庁者の車両や公用車の盗難、車上狙い等を防止するため、警備員による巡回パトロールの実施及び施設整備、管理強化の実施
		③地下式や階層式の立体自転車等駐輪場の施設整備や管理強化 (都市整備部)	・平成22年12月1日より、京成津田沼駅南口自転車等駐輪場において、機械式駐輪機の導入及び防犯カメラの設置
		④公園における樹木等の配置及び剪定 (環境部)	剪定について、継続的に実施
		⑤公園における照明灯の整備 (環境部)	既存照明灯に関して、適切な管理及び整備の実施
		⑥公園内の施設の適正な維持管理 (環境部)	遊具の修理等の実施 ゴミの散乱防止等適切な維持管理を実施
		⑦防犯性を考慮した公共建物の整備 (総務部、教育委員会)	現庁舎では、防犯性の高い施設整備が困難であることから、警備員の巡回パトロールを強化
		⑧公共施設の防犯に考慮した計画・設計の指導 (教育委員会・都市整備部)	・外構において、死角が発生しにくい計画・設計とし、保育園に緊急通報システム等を設置した。市営住宅大規模改修にかかる設計においては、通路照明灯を設置
		⑨市有地及び公共施設の安全な環境保持に向けた適正な維持管理 (財政部、総務部)	・市有地(普通財産)にあつては、年2回の除草 ・市有地の適正な維持管理に努めるため、境界確定地については、適宜、木柵設置 ・開発行為等により帰属を受けた集会施設用地にあつては、使用賃借契約により借受人である地元町会で維持管理 ・庁舎周辺の安全な環境を保持するため、年3回の除草及び年1回の樹木剪定を実施
		⑩通学通園等に使用している公共施設の定期的な施設点検 (教育委員会、都市整備部)	・日々のパトロールに併せ、道路照明灯、安全施設などの巡回点検の実施
		⑪通学通園等に使用している公共施設の適正な整備及び維持管理 (都市整備部)	・道路照明灯や安全施設などの修繕 ・通学路・通園路要望及びまちづくり要望等に基づく安全施設整備
	(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①学校等における安全(防犯)対策管理体制の整備 (こども部、教育委員会)	・放課後児童会の安全対策マニュアルに基づき、概ね年2回程度実施 → 施設合計27回実施
		②侵入者に対する防犯警備機器の活用 (こども部、教育委員会)	・放課後児童会においては、避難訓練時に緊急用の赤色灯・サイレンの動作確認を実施
		③学校等における出入口の限定等、管理の徹底 (こども部、教育委員会)	・放課後児童会の出入口は限定されており、原則常時施錠